

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成30年1月22日（月） 午後3時00分から午後3時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 7 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第10 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後3時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成30年1月定例農業委員会を始めさせて いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会 長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号13番 山田 真弘 委員

議席番号14番 清水 利泰 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・1件

決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・27件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・14件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・5件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・2件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・9件

それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 29号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとの計画でございます。以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先日、太陽光発電設備の会社が破産しているというニュースを聞いたが、契約単価が下がってきている今、採算が合うのかお聞きしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>4条申請は、あくまでも自己所有地に太陽子発電設備を設置するものであり、土地購入の負担が無いため、採算ベースは合うと考えます。また、5条申請の場合であっても、申請時に収支計画書を添付してもらい、事業の確実性をみております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>そのほか宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 29号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、漬物製造業を営んでおります。事業も順調に推移し、申請地隣接地には工場を新設予定です。新工場が稼働すると従業員も増え、原材料の在庫も増えることから大変手狭となるため、今般の申請にて、申請地を駐車場及び資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、252枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみの計画でございます。勾配を付けて、雨水は西側側溝に排水する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて家族7人で生活しておりますが、子どもの成長とともに家財道具も増え、大変手狭なため、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて塗装工事業を営んでおります。事業も順調に推移する中で、扱う工具や資材等も増加しており保管場所に大変困っております。今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け資材置場として利用する計画です。なお、隣接地には分家住宅を建築予定であり、防犯面からも最適地として選定しました。</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) この事案につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取 1件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明) 説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 3 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取 1 件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1 番から 2 7 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 9 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 27 番、全体筆数 78 筆、面積は 77,537 m²でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は 36 筆、35,706 m²でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は 9 名の方々に、合計 42 筆、面積は 41,831 m²でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコン、ネギでございます。公告年月日は平成 30 年 1 月 31 日、契約開始年月日は平成 30 年 2 月 1 日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 9 号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理いたしました。</p> <p>〈 辻委員 入室 〉</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上9件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p> <p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

会長

これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午後3時25分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年1月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 13番委員 山 田 真 弘

議事録署名者

議席番号 14番委員 清 水 利 泰